

# 参考資料

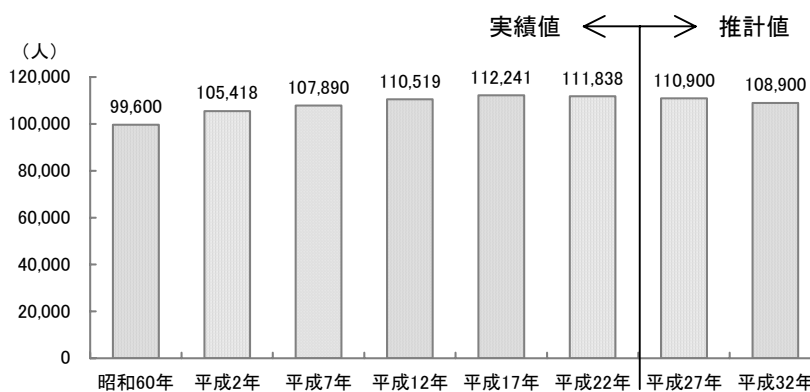
## 1 食育に関する参考資料

### (1) 三島市における社会情勢について

#### ①総人口の推移と予測

本市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で、111,838 人となっています。経年で見ると、平成 17 年まで増加していましたが、平成 22 年に減少へと転じており、今後も減少していくことが予測されます。

総人口の推移と予測



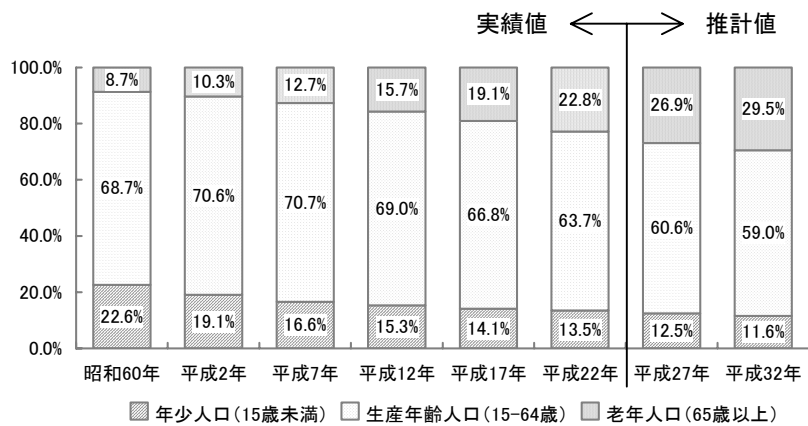
資料：国勢調査（実績値）  
政策企画課（推計値）



## ②人口構成の推移と予測

本市の人口構成の割合をみると、老年人口は年々増加しており、平成 32 年には 3 割弱となることが予測されます。一方、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、今後も減少していくことが予測されます。

人口構成の推移と予測

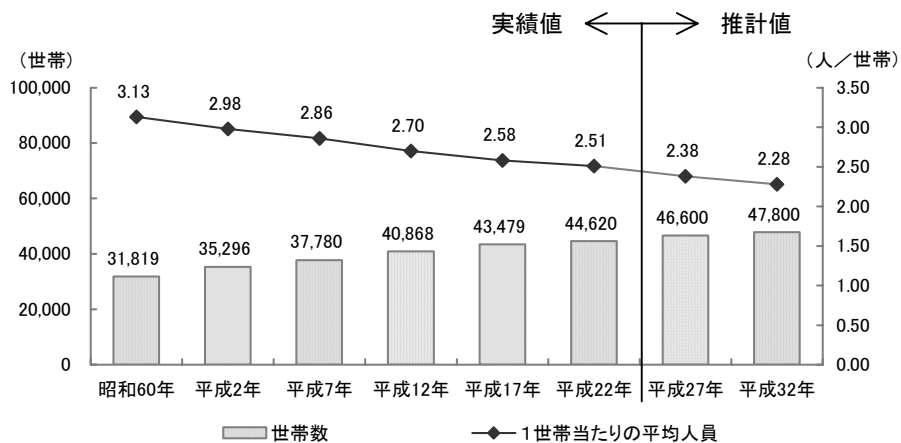


資料：国勢調査（実績値）  
政策企画課（推計値）

## ③世帯数、1世帯当たりの平均人員の推移と予測

平成 22 年 10 月 1 日現在、本市の世帯数は、44,620 世帯、1 世帯当たりの平均人員は 2.51 人となっています。経年でみると、世帯数は増加しているのに対し、1 世帯当たりの平均人員は減少しており、今後もこの傾向が続くことが予測されます。

世帯数、1世帯当たりの平均人員の推移と予測



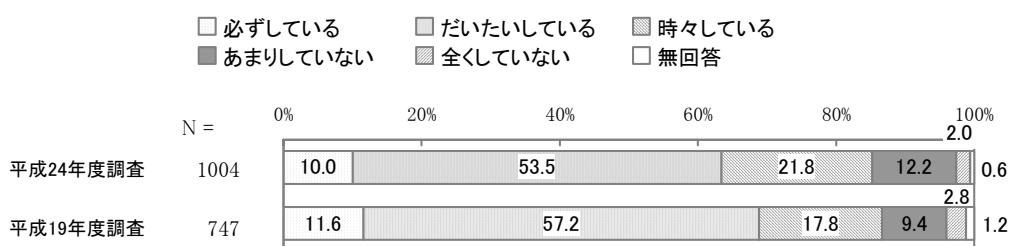
資料：国勢調査（実績値）  
政策企画課（推計値）

## (2) 食生活と健康に関する状況について

### ① バランスのとれた食事に気をつけている人の割合

バランスのとれた食事に気をつけている人の割合をみると、「必ずしている」「だいたいしている」「時々している」を合わせた“気をつけている人”の割合は 85.3% となっています。前回調査と比較すると、大きな差異はみられません。

バランスのとれた食事に気をつけている人の割合

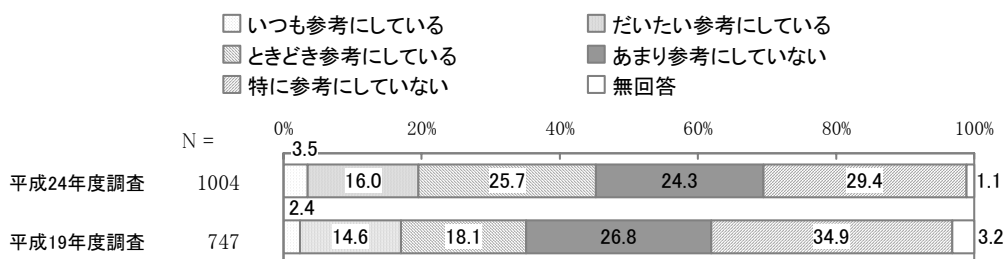


資料：三島市の食育推進に関する調査

### ② 食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている人の割合

食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている人の割合をみると、「いつも参考にしている」「だいたい参考にしている」「ときどき参考にしている」を合わせた“食事バランスガイド等を参考にしている人”の割合は 45.2% となっています。前回調査と比較すると、「ときどき参考にしている」の割合が 7.6 ポイント高くなっています。

食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている人の割合

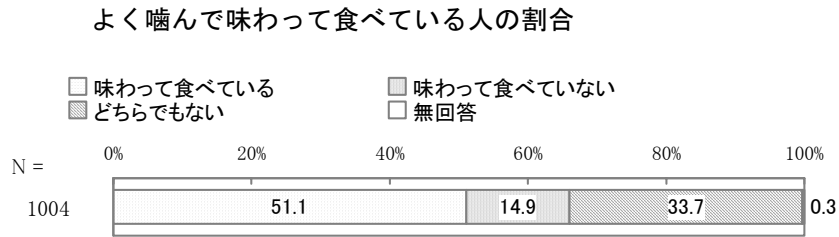


資料：三島市の食育推進に関する調査



### ③よく噛んで味わって食べている人の割合

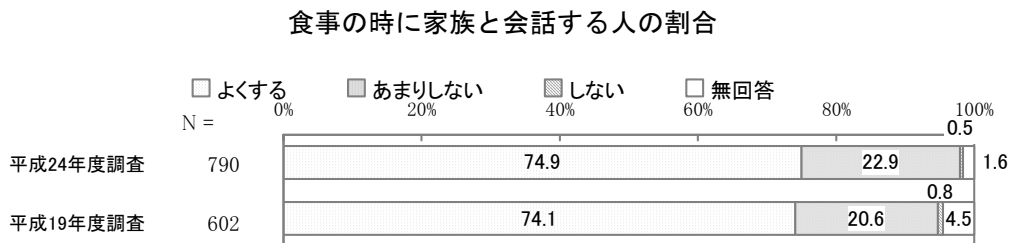
よく噛んで味わって食べている人の割合をみると、「味わって食べている」の割合は51.1%、「味わって食べていない」の割合は14.9%、「どちらでもない」の割合は33.7%となっています。



資料：三島市の食育推進に関する調査

### ④食事の時に家族と会話する人の割合

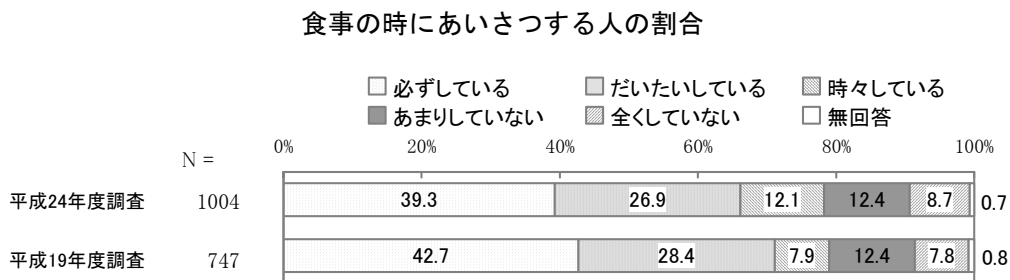
食事の時に家族と会話する人の割合をみると、「よくする」の割合は74.9%、「あまりしない」の割合は22.9%となっています。前回調査と比較すると、大きな差異はみられません。



資料：三島市の食育推進に関する調査

### ⑤食事の時にあいさつする人の割合

食事の時にあいさつする人の割合をみると、「必ずしている」「だいたいしている」「時々している」を合わせた“食事の時にあいさつする人”の割合は78.3%となっています。前回調査と比較すると、大きな差異はみられません。



資料：三島市の食育推進に関する調査

### (3) 食の体験機会や食の安全・安心に関する状況について

#### ①主要生産物別の収穫量

主要生産物の収穫量は、「ダイコン」が最も多く 27,900 トン、次いで「レタス」が 20,700 トン、「バレイショ」が 15,700 トンとなっています。

単位：トン

作物名	収穫量	出荷量
ダイコン	27,900	22,200
レタス	20,700	19,400
キャベツ	15,000	13,000
バレイショ	15,700	12,600
トマト	13,300	12,200
メロン	10,700	10,400
イチゴ	11,100	10,200
タマネギ	11,500	9,960
ネギ	10,600	8,930
チンゲンサイ	7,740	7,270

資料：平成 22～23 年第 58 次静岡農林水産統計年報



## 2 策定組織名簿

### (1) 三島市食育推進市民会議 委員名簿

所属	職名	氏名
日本大学国際関係学部	非常勤講師	吉田 隆子
三島市医師会	会長	池田 純介
三島市歯科医師会	会長	星山 壽男
三島市保健委員会	会長	下館 昌子
三島市消費者連絡協議会	副会長	渡邊 節子
三島商工会議所女性部	総務委員長	前田 多可子
三島市校長会	会長	西川 哲
三島市PTA連絡協議会	会長	野島 忍
三島市立錦田中学校	栄養教諭	内藤 朋子
三島市私立幼稚園園長会	会長	相原 淳子
三島市民間保育園園長会	会長	杉村 伸二郎
学校法人鈴木学園	校長	鈴木 啓之
JA 三島函南青壮年部	蔬菜部	高杉 正彦
地域ときめき女性連絡協議会	会長	細井 憲子
MOA 自然農法三島普及会	事務局長	佐々木 博昭
きゃろっとポテトの会 (三島市食育推進ボランティア)	会長	湯川 松江
一般社団法人ここね	代表理事	福田 后佐子
公募市民		浅香 恵美
公募市民		谷村 和枝

## (2) 庁内食育基本計画検討会議 委員名簿

職名	氏名
健康推進部長	梅原 薫
環境政策課長	長野 哲也
子育て支援課長	渡辺 義行
長寿介護課長	望月 真司
農政課長	三田 操
商工観光課長	杉山 浩生
学校教育課長	安藤 宏通
生涯学習課長	諏訪 公隆
健康づくり課長	渡邊 弘子

## (3) 三島市食育推進ワーキンググループ 委員名簿

所属	職名	氏名
環境政策課	主事	麻里 晴香
子育て支援課	技術主幹（栄養士）	武井 恭子
//	主任（保育士）	細井 綾子
長寿介護課	保健師	加藤 安希子
農政課	副主任	大林 友紀子（8月まで）
//	主事補	伊奈 慎太郎（9月から）
学校教育課	指導主事	西島 真美
//	指導主事（幼稚園教諭）	鈴木 伊津美
生涯学習課	課長補佐	野澤 秀里
健康づくり課	係長（保健師）	三枝 知子
//	主任栄養士	土屋 光子



### 3 策定経過

日時	会議等	内容
平成 24 年 5 月 15 日	第 1 回庁内検討委員会	三島市食育基本計画について
		第 2 次三島市食育基本計画について
		食育推進に関する調査について
平成 24 年 5 月 18 日	第 1 回ワーキンググループ 会議	三島市食育基本計画について
		第 2 次三島市食育基本計画について
		食育推進に関する調査について
平成 24 年 5 月 24 日	第 1 回食育推進会議	三島市食育基本計画について
		第 2 次三島市食育基本計画について
		食育推進に関する調査について
平成 24 年 6 月 15 日～ 平成 24 年 6 月 29 日	食育推進に関する調査	無作為に抽出した 20 歳以上の市民 2,000 人
平成 24 年 8 月 24 日	第 2 回庁内検討委員会	食育推進に関する調査結果について
		現行計画の評価について
平成 24 年 9 月 7 日	第 2 回ワーキンググループ 会議	食育推進に関する調査結果について
		現行計画の評価について
平成 24 年 10 月 4 日	第 2 回食育推進会議	基本計画案の諮問・審議
		食育推進に関する調査結果について
		現行計画の評価について
平成 24 年 10 月 31 日	第 3 回庁内検討委員会	基本計画案の検討 (体系・目標値・重点プロジェクト)
平成 24 年 11 月 27 日	第 3 回ワーキンググループ 会議	基本計画案の検討 (体系・目標値・重点プロジェクト)
平成 24 年 12 月 14 日	第 4 回庁内検討委員会	基本計画案の検討 (目標値・重点プロジェクト)
平成 24 年 12 月 18 日	第 3 回食育推進会議	基本計画案の審議 (目標値・重点プ ロジェクト・スローガン)
平成 25 年 1 月 1 日	広報みしま掲載	パブリック・コメント意見の募集
平成 25 年 1 月 4 日～ 平成 25 年 2 月 4 日	パブリック・コメント	市民意見数 2 件
平成 25 年 2 月 18 日	第 2 次食育基本計画の答申	食育推進会議会長から市長に答申書 の提出
平成 25 年 3 月 8 日	第 2 次食育基本計画の決定	市長決裁



## 4 諮問書・答申書

### (1) 諮問書

三健づ第258号  
平成24年10月4日

三島市食育推進会議  
会長 吉田 隆子 様

三島市長 豊岡 武士

#### 第2次三島市食育基本計画の策定について（諮問）

このことについて、食育基本法第18条第1項及び三島市食育基本条例第9条第1項の規定に基づき、平成20年3月に平成20年度から平成24年度を計画期間として策定した三島市食育基本計画について、計画度が終了することから、別添のとおり計画案を作成したので、貴推進会議の意見を求めます。



## (2) 答申書

三 食 推 第 1 号  
平成 2 5 年 2 月 1 8 日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市食育推進会議  
会長 吉田 隆子

### 第2次三島市食育基本計画の策定について（答申）

平成24年10月4日付け三健づ第258号で諮問を受けた第2次三島市食育基本計画の策定について、下記のとおり答申します。

#### 記

諮問を受けた「第2次食育基本計画（案）」について、慎重に審議した結果、妥当と認める。

なお、本計画の実効性を確保するため、食育重点プロジェクトとした「あらゆる世代への食育の推進」と「家族・地域の食による絆づくり」は、食育推進にあたり、優先的・重点的に取り組み、全市一丸となって、本計画に位置付けられた施策の着実な推進を図られたい。

## 5 三島市食育基本条例

平成21年3月24日

条例第10号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 食育基本計画（第9条）

第3章 基本的施策（第10条—第15条）

第4章 推進体制（第16条）

#### 附則

食は命の源であり、人が生きていくためには欠かせないものである。

私たちのまち三島市においては、市民が富士の恵みの清らかな水や箱根西麓に代表されるおいしい野菜など、豊かな自然や風土に適した食を基本に生活を営みながら、郷土の食文化を守り育ててきた。

しかし、近年、社会情勢が著しく変化し、栄養の偏り、不規則な食事等に起因する生活習慣病等の増加、新たな食の安全上の問題、食の海外依存の問題、伝統的な食文化の衰退、食料の生産及び消費に伴う環境への負荷など、様々な問題が生じている。

こうした食をめぐる環境の変化の中で、市民が生涯にわたって生き生きとしあわせに暮らすためには、一人一人が食育を推進し、自らの食について考える習慣や食を選択する判断力を身につけ、健全な食生活を実践することが重要である。特に子どもたちに対する食育は、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

ここに本市は、食育についての基本理念を明らかにし、市民、事業者等との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、食育に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人一人が食を楽しく学び、健全な心身を培い、及び豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (3) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものとする。

- 2 食育の推進に当たっては、市民の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の念や理解が深まるよう配慮されるものとする。
- 3 食育は、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供等が、食に関する知識と理解を深め、市民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国、県及び関係機関と連携しながら行われるものとする。
- 4 食育は、日本の伝統的な食文化、地域の特性を生かした食生活等に配慮するとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、地域の農産物等への理解が深められ、地域の活性化に資するよう推進されるものとする。
- 5 食育は、自然を大切にすることがはぐくまれるよう行われるとともに、食料の生産から消費に至る過程における環境への負荷について知識を深め、環境に配慮した食生活を営むことにより、地球環境の保全に寄与するよう推進されるものとする。
- 6 食育は、家庭、地域その他のあらゆる機会及び場所を利用して食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し広域的な推進に努めるものとする。

- 3 市は、市民、教育関係者等、農業者等及び食品関連事業者等との協働により、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、食に関する知識及び適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 市民は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 父母その他の子どもの保護者は、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識し、食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、必要な指導等を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 食物、栄養等に関する教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識を生かし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(農業者等の役割)

第7条 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恩恵及び農業の重要性について市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携し食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

- 2 農業者等は、基本理念にのっとり、安全性が確保され、安心して消費できる食料の生産及び供給に努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。

## 第2章 食育基本計画

(基本計画)

第9条 市長は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、三島市食育基本計画（以下「基本計画」という。）を作成するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。



- (1) 食育の推進に関する基本方針
- (2) 食育の推進に関する目標
- (3) 食育の推進に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

### 第3章 基本的施策

(健康な体を保つための取組の推進)

第10条 市は、健全な食生活による心身の健康の維持又は増進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食及び健康増進に関する市民の理解を深めるために講演会、講座その他必要な情報提供等を実施すること。
- (2) 子どもの成長や発達段階に応じた栄養指導、生活習慣病を予防するための食生活の指導その他の健康管理に関する指導、教育等の充実を図ること。

(豊かな心をはぐくむための取組の推進)

第11条 市は、子どもの豊かな心をはぐくむため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 親子が食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむことができる機会を提供すること。
- (2) 農業体験等を通じて、子どもの食に関する理解を促進すること。
- (3) 小学校、中学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）における食育に関する指導体制の整備を図ること。

(食品の安全性等が確保されるための取組の推進)

第12条 市は、食品の安全性及び信頼性が確保されるとともに、市民が食に関する適切な判断力を養うようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業者等及び食品関連事業者等が、法令の遵守の徹底を図ることができるよう、必要に応じて食品の安全に関する情報を正確かつ迅速に提供すること。
- (2) 安全な食料の生産を担う人材の育成が図られるようにするための支援を行うこと。
- (3) 食品表示の見方その他の食品に関する知識及び理解を深めるための市民への情報提供並びに消費者団体の支援を行うこと。

(食文化を守り、及び育てるための取組の推進)

第13条 市は、地域の食文化の継承及び農産物の地産地消（地域で生産された農産物をその地域で消費することをいう。）を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等の啓発及び普及を推進すること。
- (2) 地域で生産された農産物の学校給食等における利用その他の地域内における消費の促進を図ること。

(環境を未来に引き継ぐための取組の推進)

第14条 市は、循環型社会の実現が図られるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 学校等及び地域において、食に関する環境教育に取り組むこと。
- (2) 環境と調和のとれた農業を普及させるための支援を行うこと。
- (3) 食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等の環境に配慮した食生活の普及を図ること。

(食育推進活動の展開)

第15条 市は、食育の推進に関する活動（以下「食育推進活動」という。）を、市民、教育関係者等、農業者等、食品関連事業者等その他の食育に関する関係者（以下「食育関係者」という。）との連携により進めるため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施及び重点的かつ効果的に食育推進活動を推進するための期間を指定すること。
- (2) 食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及びその活用等を図ること。
- (3) 食育の推進に関する活動を自発的に行う食育関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう市が必要と認める支援を行うこと。
- (4) 食育推進活動に携わるボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう支援を行うこと。

#### 第4章 推進体制

(推進会議)

第16条 市は、法第33条第1項の規定に基づき、三島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 基本計画の策定及び実施に関すること。
  - (2) その他食育の推進のために市長が必要と認める事項
- 3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係団体等の代表
  - (3) 教育関係者等
  - (4) 市民
  - (5) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



## 6 食育推進都市宣言

平成21年3月17日

決議

三島市民は、富士山麓や箱根西麓に広がる豊かな自然や風土に培われた食の恵みを享受し、郷土の食文化を守り育ててきました。

しかし、食生活の乱れや食の安全上の問題などにより健康への影響が生じており、また、食に感謝し、これを大切にする心が失われつつあります。

今、市民一人一人が食育を推進し、健全な食生活を営むことが求められています。特に、子どもの豊かな人間性をはぐくむため、家庭の重要性を認識し、食を通じて、家族との触れ合いの場や礼儀作法を学ぶ機会を設けるように努めていくことが大切です。また、安心して消費できる安全な食料の確保のために地産地消を推進するとともに、環境に慮した食生活を実践し、伝統的な食文化及び良好な環境を次世代に引き継いでいくことが必要です。

よって、本市は、市民が食を通じて健康で文化的な生活を送ることができるよう、食育を市民、事業者等と協働し、全市的な活動として推進することを決意し、ここに三島市を「食育推進都市」とすることを宣言します。

平成 21 年 3 月 17 日

三島市



## 7 スマートウエルネスみしま

### (1) 「スマートウエルネスシティ構想」とは・・・

～Smart (賢明、快適、エコ、美しい)・  
Wellness (健幸、安心)・  
City (まちづくり)～

「ウエルネス (健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること)」をまちづくりの中核に位置づけ、保健・医療分野だけで個人の健康増進を図るのではなく、生活環境や地域社会、学校や企業など、あらゆる分野を視野に入れた取り組みにより、都市そのものを健康にすることで、市民が自然に健康で豊かになれる新しい都市モデルを構築しようとする構想です。

地域の担い手である市民が主体的に健康維持・社会参加する仕組みづくりを推進し、少子高齢社会においても持続可能な都市づくりと地域の活性化を目指します。

三島市では、これらの取り組みを「スマートウエルネスみしま」として位置づけ、従来、縦割りで行われてきた健康政策を市民、NPO、事業者と行政が協働で進め、市民全体に浸透する多面的な健康政策に転換します。

### (2) 取り組みの背景

#### ①健康に対する市民の高い関心

平成24年度市民意識調査において、市民の望む三島市の将来像として、「保健や医療、福祉の充実した優しさのある都市」が32.1%を占め、健康に対する関心の高さや将来への不安の大きさがうかがえます。

今後、市民の望む将来都市像の実現に向け、健康を個人の責任としてだけ捉えるのではなく、市の重要施策として「健康づくり」を推進していく必要があります。



## ②人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増加

平成 32 年の本市の総人口は、11 万人弱と減少を続ける一方、高齢化率は、29.3%と大幅に上昇する予測がなされています。このままでは、保険、医療及び年金制度等の社会システムに深刻な問題が生じ、医療費や介護給付費をはじめとする社会保障関係経費が増加し、市財政を圧迫していくことが予想されます。

こうしたなか、“高齢になっても地域で元気に暮らせることそのものが社会貢献”であるとの考えに基づく健康づくりの政策が大切となってきます。

## ③健康を切り口とした産業振興と地域活性化の必要性

円高の進行や労働人口の減少などの経済・社会情勢の変化に対応していくためには、労働集約型から知識集約型への産業構造の転換が必要とされてきます。

地域主権が叫ばれるなか、本市の生き残り戦略として、市民の健康づくりとの相乗効果も期待できる医療健康分野の産業振興を進め、新たな付加価値を生み出すことを通じて、個性的な活力あるまちづくりに取り組み、多くの人に住んでもらえる市になることが重要であると考えます。

### スマートウエルネスみしまの取り組みの目的

- ① 健康 × こころの豊かさ・いきがい ⇒ 市民の“健幸”感の向上
- ② 効果的な健康施策 × 協働の取り組み ⇒ 持続可能な都市づくり
- ③ 都市の健康 × 市民の健康 ⇒ 地域の活性化と定住人口の増加  
⇒ 相乗効果・好循環による“みしま型健康都市モデル”の構築

### (3) 取り組み課題

#### ①市民総参加で健康寿命を延ばす健康づくり

健康に関心のある層や、既に健康状態に問題のある市民への対応に留まらず、全ての市民を対象とした生活習慣病予防、介護予防をはじめとする健康づくりを推進します。こうした取り組みによる“治療から予防への転換”を通じて、市民の健康寿命の延伸と、社会保障関係費の増加の抑制を目指します。

#### ②生涯を通じて多様な社会参加が可能なまちづくり

市民誰もが、活動的で生きがいあふれる生涯を過ごすことを可能とするため、社会参加や人との交流の場と機会の創出とともに、歩きやすいまちづくりや公共交通の充実を図り、社会環境の変革を通じた“健康づくりと地域づくりの好循環”を実現します。

#### ③持続可能な“健幸”都市づくり

ファルマバレープロジェクトとの連携や医療健康産業の集積を進め、産業振興と地域活性化を通じて、魅力と活力あふれる持続可能な“みしま型健康都市モデル”の構築を図ります。

<参考>Smart Wellness City 首長研究会

- (1) 沿革 H21.11.23 9市で発足、共同宣言採択  
以降4回の首長研究会を実施  
H23. 9.30 加盟18市中7市で総合特区申請 (H23.12.22 指定)  
内容: 歩いて健康になるまちづくりのための規制緩和  
情報交換
- (2) 目的 少子高齢化に対応した健康を核としたまちづくりに関する政策の研究、  
情報交換
- (3) 加盟市 14府県21市町 (H24.11.22 現在)  
福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、見附市、妙高市、栃木県大田原市、芳賀町  
茨城県つくば市、牛久市、取手市、埼玉県さいたま市、志木市、千葉県睦沢町  
岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、熊本県天草市  
鹿児島県指宿市、福岡県飯塚市、大分県豊後高田市、  
静岡県三島市 (H23.10.27 加盟)



## 8 用語説明

### あ行

#### 栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分を、100gや100ml、1食分、1袋分など一定の単位あたりにどれくらいの栄養成分がとれるのかを知ることができる表示。

すべての食品に表示するように義務付けられてはいないが、「カルシウム入り」「カロリーオフ」などの表示（強調表示）がある食品や栄養機能食品には、必ず栄養成分表示をすることになっている。

#### エコファーマー

堆肥などによる土づくり・有機肥料の使用（化学肥料の削減）・農薬使用の削減等の「持続性の高い農業生産方式」による栽培技術の導入計画が県から認定された農業者。

### か行

#### 環境保全型農業

農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和等に配慮しつつ、家畜排せつ物等の有効利用による堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う、人と環境にやさしい農業。

#### 郷土料理

ある地域で、作り、食べ、伝承されてきたその土地特有の料理のこと。三島市の郷土料理として、おざく（ダイコンやニンジンなど根菜類の煮物）がある。

#### 行事食

正月や節句、お祭りなど年中行事や結婚式など儀式等で、「ハレの日」等に食べる特別な食事のこと。

#### 健康寿命

日常的に介護を必要とする寝たきり・認知症等の状態ではなく、自立した生活ができる生存期間のこと。平均寿命から介護が必要な期間を引いた数が健康寿命。平成22年の健康寿命（厚生労働省算出）において、静岡県の女性は全国1位（73.32歳）で、男性は全国2位（71.68歳）。男女計（静岡県算出）では、全国1位（73.53歳）。

さ行

旬産旬消

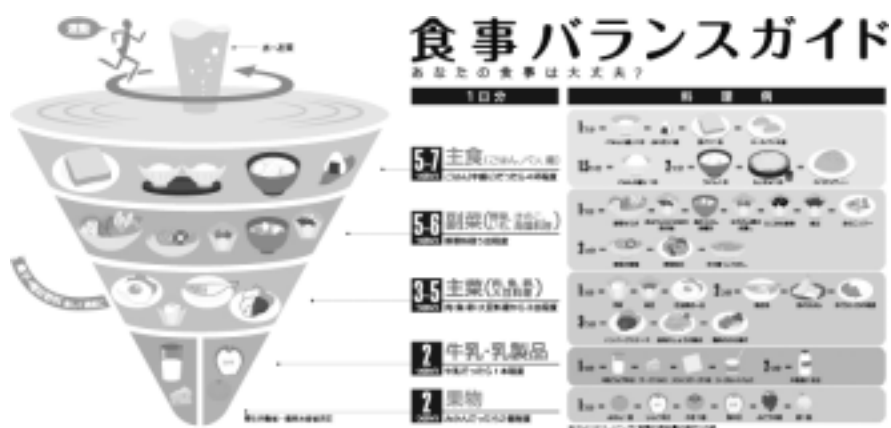
「旬の生産物を旬の時期に食べることをいう。旬のものをその季節に消費することは、生産や保存などにかかるエネルギーの無駄使いにならず、栄養価も高く、おいしい食べ方であるといわれている。

食育基本法

平成 17 年 7 月に、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に制定された法律。

食事バランスガイド

食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安をわかりやすくコマ型のイラストで示したもの。



食生活指針

10項目から構成される食生活に関する基本的な指針。平成 12 年 3 月当時の文部省・厚生省・農林水産省が国民の健康の増進、生活の質（QOL）の向上及び食料の安定供給の確保を図るため策定した。

食料自給率

国内で消費される食料のうち、国内生産分の割合。日本では品目別自給率（重量による計算）、穀物自給率（重量による計算）、総合食料自給率（カロリー、金額による計算）が算出されている。平成 23 年では、穀物自給率は 28%、供給熱量自給率は 39%となっている。（農林水産省・平成 23 年度版食料需給表より）



### 食農体験学習

農業体験活動を通じて、農産物の生産現場に関する関心や理解を深め、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食にかかわる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める幅広い学習活動。

### 生活習慣病

食生活・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、病気の発症や進行に関与する疾患群で、例えば高血圧症・糖尿病・脂質異常症（高脂血症）・がん・歯周病などの病気がある。

## た行

### 地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味で使われる。

### 特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、化学合成農薬、化学肥料をともに5割以上減らして栽培された農産物。

## な行

### 日本型食生活

昭和50年代半ば頃に実践されていた、米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活のこと。

## は行

### 8020（ハチマルニイマル）運動

80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことで咀嚼機能を維持し、健康で質の高い生活を送ることができるように、歯や口の健康づくりを進める運動のこと。

**BMI（体格指数）**

肥満度の判定方法の一つで、ボディ・マス・インデックスという。体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で求められる指数のこと。

**判定基準**

区分	BMI
やせ	18.5 未満
正常	18.5 以上 25 未満
肥満	25 以上

**ま行****メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）**

内臓に脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持っている状態をいう。



## 第2次 三島市食育基本計画

発行：平成25年3月

編集：三島市健康推進部健康づくり課  
〒411-0832 三島市南二日町8-35

TEL：055-973-3700

FAX：055-976-8896

E-mail：kenkou@city.mishima.shizuoka.jp